

増毛春の味まつり 出店規程

①応募資格

- (1) 増毛町内に事業所を置く事業者（団体等を含む）。
- (2) 増毛町と関係のある町外の事業者。
- (3) 上記以外であって、本イベントを盛り上げるために実行委員会が認めたもの。
- (4) (3) にあっては、増毛産品を活用した商品を販売すること。

②出店者の選考及び決定

実行委員会事務局にて応募内容を審査の上決定します。
決定後に出店者説明会を開催します。

③出店が認められない例

- (1) 応募資格に該当しない出店者。
- (2) 過去に本イベントにおいて、食中毒等の事故や、来場者からの苦情が多く寄せられ、実行委員会からの改善の指導等を受け入れなかった出店者。
- (3) 反社会的勢力が関与していると判断される出店者。
【根拠条例＝増毛町暴力団排除条例（平成24年12月13日条例第27号）】
- (4) 名義を借りて出店する出店者。
- (5) その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないとした出店者。

④出店場所について

- (1) 出店場所の割り当てについては、事務局で決定し、それについて適正な事情がある場合を除き、異議申し立ては認めません。
- (2) 出店場所への物品の搬入・搬出等は、実行委員会事務局の指示に従い行うものとします。また、会場設営・撤去の際は各出店者のご協力をお願いします。
- (3) 北海道が管理する道道敷地での営業行為は認められません。

⑤営業時間について

- (1) 原則、両日ともイベント開催時間の10時～14時まで営業してください。準備または片付けについては、営業時間外で行ってください。
- (2) 14時以降の営業を妨げるものではありません。交通規制等の影響を受けない範囲で各事業者にお任せします。予定する場合は出店申込書にその旨記載してください。

⑥出店する調理品等について

- (1) 保健所に申請し許可された品目以外の販売・調理（仕込み含む）は認めません。
- (2) 食品衛生法に基づき、提供品は全て、七大アレルゲン（落花生、小麦、卵、そば、乳、エビ、カニ）品目使用の有無を包装又は店頭表示にて表示するものとします。
- (3) 物販以外の調理品は、原則、持ち帰り禁止とします。
- (4) 許可施設若しくはこれに準ずる施設以外での下処理、仕込みは認めません。
- (5) ビールの販売については、協力企業サッポロビール(株)のものに限る。

⑦テント等の管理について

- (1) 出店者は、出店責任者（貸出物品管理責任者）を選任し、設営から撤去まで各出店者において管理していただきます。開催時間中はテント内が無人になることのないよう、必ず一人は常駐することとします。

- (2) 貴重品等は出店者の責任において管理してください。盗難等の事故があった場合は、実行委員会ではその責任を負いません。
- (3) 油や炭を使用する出店者には、床面の養生を義務とします。イベント終了後、清掃が必要と判断した場合は、清掃実費を請求いたします。
- (4) プラスチックテーブルは販売用テーブルでありますので、火気の使用を禁止します。火気を使用する場合は木製テーブルを使用してください。

⑧事故対策について

- (1) 突風・強風対策としてのテントの重りは実行委員会で用意し、各テント近くに置きますので、各自、必ず重りを設置してください。
- (2) 食中毒等が発生した場合、出店者の責任において処理していただきます。また、生産物賠償責任保険等の加入を必須とします。
- (3) 火気器具類を使用する出店者については、消火器の設置を義務付けします。
- (4) 原則、本イベントに起因する事故が発生した場合については、保険も含め実行委員会で対応しますが、出店者等に明らかな過失がある場合は、出店者にも相応の負担と対応をしていただく場合もあります。また、来場者と商品売買等によるトラブル等があった場合は、出店者の責任において対応してください。
- (5) 事故等が発生した場合、状況によっては本イベントを途中で中止する場合があります。それにより各出店者に損害が出た場合については、実行委員会では補償の責任を負いません。

⑨出店に伴う経費負担

- (1) 出店料（実行委員会）※出店募集要領「出店料」による。
- (2) 営業許可臨時申請手数料又は食品販売業登録申請手数料（留萌保健所）
- (3) 生産物賠償責任保険料（保険会社）

⑩イベント開催の中止・中断

天災事変・不可抗力等の原因によって、本イベントの予定通りの開催が不可能になったときは、会期の変更または中止をする場合があります。その場合、出店者に発生した諸費用の損害については、実行委員会では補償の責任を負いません。

⑪出店の取り消し

- (1) 出店者規則に違反、または主催者の指示に従わなかった場合は、出店を取り消します。この場合、出店登録料などの払い戻しはしません。
- (2) 重大な違反や多数の苦情や問題点があった場合は、次回以降の出店は認めません。

⑫その他

本規程に定めのない事項については、実行委員会の判断に従うものとします。